

文化遺産地域活性化推進事業Q&A

I. 事業全体に関すること

1. この事業の目的は何ですか。
2. この事業の実施方法について教えてください。
3. 平成25年度の申請の手順・スケジュールを教えてください。
4. 2次募集はありますか。

II. 本事業と平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」に関すること

1. 本事業と、平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」との違いについて教えてください。
2. 本事業と、平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」で、目的や実施方法等についての変更点があれば教えてください。
3. 新たな事業名称から「観光振興」が無くなっていますが、「文化遺産を活かした地域活性化事業」では、観光振興に資する取組は、実施計画及び補助事業の対象にはならないのですか。

III. 実施計画に関すること

1. 実施計画は、地方公共団体の教育委員会が策定しなければならないのですか。
2. 平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」において策定している計画を、本事業の実施計画として位置づけることは可能ですか。
3. 必ず他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせる必要がありますか。
4. 実施計画の期間は、1年より長くてもはいけませんか。
5. 実施計画に、海外や補助事業者が所在する地方公共団体以外での活動や取組を記載することは可能ですか。

IV. 文化遺産を活かした地域活性化事業に関すること

1. 本補助事業の目的は何ですか。
2. 古典に親しむ活動とは何ですか。
3. 本補助事業に申請するために必要な手続きについて教えてください。
4. 本補助事業に申請した事業は、必ず採択されますか。
5. 本補助事業の実施主体（補助事業者）となる実行委員会とは、どのようなものですか。
6. 実行委員会は必ず組織しなければなりませんか。また、実行委員会には必ず地方公共団体が関与しなければなりませんか。
7. なぜ、本補助事業では実行委員会を組織する必要があるのですか。

8. 申請期限までの実行委員会設立が難しい場合はどうすればいいですか。
9. 補助対象事業の実施期間について教えてください。
10. 補助金の交付先は誰になりますか。
11. 補助率について教えてください。また、補助金要望額に上限、下限はありますか。
12. 補助金の支払時期はいつ頃ですか。また、概算払い制度はありますか。
13. 本補助事業と、平成24年度「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」について、補助対象事業に変更点があれば教えてください。
14. 「地域の文化遺産次世代継承事業」について教えてください。
15. 「地域の文化遺産継承事業」における人材育成（後継者の育成等）と「伝統文化親子体験教室事業」との違いは何ですか。
16. 「伝統文化親子体験教室事業」の概要について教えてください。

V. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業に関すること

1. 平成24年度「重要文化財建造物等公開活用事業」からの変更点について教えてください。
2. 保存活用計画の策定だけでも補助対象事業になりますか。
3. 一の事業者が複数の建造物を対象として事業を実施する場合は、どのようにしたらよいですか。
4. 複数年にわたる事業が採択された場合、次年度以降も継続して採択されますか。
5. 環境整備費として土地の購入はできますか。
6. 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業において、伝統的建造物群保存地区の保存計画と保存活用計画との関係とは。

VI. 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業に関すること

1. 本補助事業の目的は何ですか。
2. 本補助事業に申請するために必要な手続きについて教えてください。
3. 本補助事業に申請した事業については、必ず採択されますか。
4. 本補助事業と、平成24年度「史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業」について、補助対象事業に変更点があれば教えてください。
5. 埋蔵文化財の公開を目的とした展示施設とはどのようなものが想定されまか。

文化遺産地域活性化推進事業Q&A

I. 事業全体に関すること

1. この事業の目的は何ですか。

地方公共団体が、域内の多様で豊かな文化遺産を総合的に活用する計画（以下、「実施計画」という。）を策定し、当該実施計画に基づき実施される取組に対して文化庁が補助金を交付することにより、文化振興とともに地域活性化に資する各地域の実情に適した総合的な取組を支援することを目的とします。

2. この事業の実施方法について教えてください。

各地方公共団体において実施計画を策定していただきます。その上で、当該実施計画に基づき実施される取組のうち、文化庁が定める、以下の3つの補助事業において対象とする取組について、各補助事業の補助事業者から申請書類を提出していただきます。文化庁は、提出のあった申請書類について、外部有識者による審査を実施し、採択された事業に対して補助金を交付します。

なお、各補助事業の詳細は、「IV.」以降を御覧ください。

- ①文化遺産を活かした地域活性化事業
（補助事業者：実行委員会等）
- ②文化財建造物等を活用した地域活性化事業
（補助事業者：文化財所有者、管理団体等）
- ③地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業
（補助事業者：文化財所有者、管理団体等）

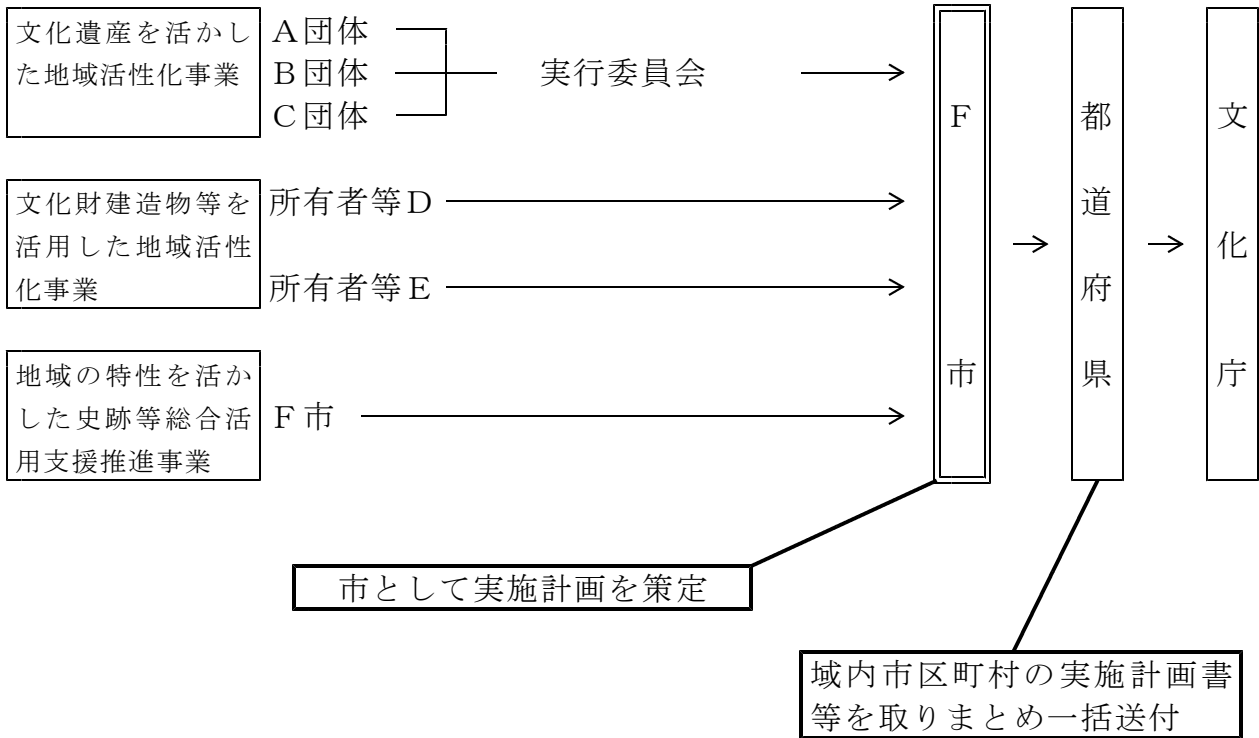
3. 平成25年度の申請の手順・スケジュールを教えてください。

- (1) 募集案内の配布及び文化庁HPにおいて公表（2月25日（月））
 - (2) 各地方公共団体において実施計画を策定
 - (3) 当該実施計画に基づき実施される取組のうち、上記2の3つの補助事業の補助事業者が申請書類を作成し、当該実施計画を策定する地方公共団体に提出
 - (4) 市区町村においては、策定した実施計画書及び補助事業者から提出のあった申請書類を取りまとめ、都道府県に提出
 - (5) 都道府県は、域内市区町村から提出のあった実施計画書等を取りまとめ、一括して文化庁へ送付（提出期限：3月25日（月）消印有効）
 - (6) 文化庁における外部審査
 - (7) 平成25年度政府予算案成立後を目途に採否を通知にてお知らせ
- ※上記（3）の提出期限は、実施計画を策定する地方公共団体にお問い合わせください。
- ※上記（4）の提出期限は、各都道府県にお問い合わせください。

※都道府県におかれましては、円滑な事務処理を行う観点から、域内市区町村の申請書類を取りまとめて、一括して文化庁に送付願います。

※平成25年度政府予算の成立状況によっては、実施内容やスケジュール等を変更する場合がありますので、予め御了承下さい。

【イメージ（F市の場合）】



4. 2次募集はありますか。

2次募集は、現時点では予定しておりません。

Ⅱ. 本事業と平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」に関すること

1. 本事業と、平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」との違いについて教えてください。

文化遺産を活用し、地域活性化を推進する取組に対する支援を一層充実するため、平成25年度予算編成において、これまでの「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」で実施してきた各補助事業の事業内容等について見直しを行い、その上で、平成25年度は、新たに「文化遺産地域活性化事業」として募集を行うことにしました。なお、各補助事業の詳細については、「Ⅳ.」以降を御参照ください。

年度	平成24年度	平成25年度
事業名	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	文化遺産地域活性化推進事業
補助事業名	○地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 ○重要文化財建造物等公開活用事業 ○史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業 ○ミュージアム活性化支援事業(※)	○文化遺産を活かした地域活性化事業 ○文化財建造物等を活用した地域活性化事業 ○地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 —

※平成24年度の「ミュージアム活性化支援事業」についても事業内容等を見直し、平成25年度は、「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」として、本事業とは別に募集を行います。ついては、「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」に関する事業内容や募集方法等は、下記担当までお問い合わせください。

○地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業に関すること
担当：文化庁文化財部美術学芸課（振興係）
電話：03-5253-4111（内線2833）

2. 本事業と、平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」で、目的や実施方法等についての変更点があれば教えてください。

地方公共団体が実施計画を策定し、当該実施計画に基づき地域の文化遺産を活用した、地域活性化を推進するため取組に対して支援を行うという目的や実施方法について大きな変更点はありません。

このため、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」において策定された実施計画を、「文化遺産を活かした地域活性化事業」の実施計画として位置づけることも可能です。

ただし、各補助事業において、補助対象事業や補助対象経費等の見直しを行っておりますので、募集案内を熟読の上申請してください。

3. 新たな事業名称から「観光振興」が無くなっていますが、「文化遺産を活かした地域活性化事業」では、観光振興に資する取組は、実施計画及び補助事業の対象にはならないのですか。

「文化遺産を活かした地域活性化事業」は、地方公共団体が実施計画を策定し、当該実施計画に基づき実施される取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とした事業ですが、文化振興、地域活性化を推進する取組で、その効果・成果が観光振興にも資するような取組については補助の対象となります。

ただし、一過性のイベントや、観光振興のみを目的として行われる取組は対象になりません。また、事業実施による効果・成果が、観光振興に限定される取組も対象になりません。

Ⅲ. 実施計画に関すること

1. 実施計画は、地方公共団体の教育委員会が策定しなければならないのですか。

実施計画は地方公共団体が策定してください。ただし、計画を策定する部局は限定しません。

2. 平成24年度「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」において策定している計画を、本事業の実施計画として位置づけることは可能ですか。

可能です。また、既存の計画に修正を加えて25年度の計画とすることも可能です。

3. 必ず他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせる必要がありますか。

可能な限り様々な枠の事業を組み合わせた実施計画を策定して、文化遺産の総合的な活用を行うことが望ましいのですが、本事業の補助金のみを活用する形で申請いただいても構いません。

4. 実施計画の期間は、1年より長くてもはいけませんか。

各地方公共団体において計画する期間に制限はありませんが、本事業の実施計画書には平成25年度内に実施を予定している取組のみを記載してください。

5. 実施計画に、海外や補助事業者が所在する地方公共団体以外での活動や取組を記載することは可能ですか。

記載することは可能です。ただし、補助事業者が所在する都道府県以外での活動や取組については補助対象事業にはなりません。

IV. 文化遺産を活かした地域活性化事業に関すること

1. 本補助事業の目的は何ですか。

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動への支援（地域の文化遺産次世代継承事業）と、子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業への支援（伝統文化親子体験教室事業）を柱として、地域の特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的としています。

2. 古典に親しむ活動とは何ですか。

平成24年9月5日に「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、古典の日を設けること等により、様々な場所において、国民が古典に親しむことを促し、その心の拠り所として古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会を実現することを目的とし、古典の日を11月1日にすることが定められました。このような「古典の日」の趣旨に基づき、文学、音楽、伝統芸能等の古典に親しむための取組に対して、積極的に支援を行うこととしております。

3. 本補助事業に申請するために必要な手続きについて教えてください。

本補助事業は、地方公共団体が策定する実施計画に基づく取組を実施する補助事業者に対して補助金を交付する事業です。

補助対象となる取組は、地方公共団体が策定する実施計画の中に位置づけられているもののみですので、申請を予定している団体等は、必ず事前に地方公共団体にご相談ください（実施計画に位置づけられていない取組に係る申請は認められませんので、御注意願います）。

なお、申請の手順・スケジュールの詳細は、「I. 3」を御参照ください。

4. 本補助事業に申請した事業は、必ず採択されますか。

文化庁に提出された申請書類に基づき、外部有識者による審査を経て採択・不採択を決定しますので、必ず採択されるとは限りません。審査基準等については募集案内を御参照ください。

なお、採択が決定した補助事業については、改めて補助金交付申請書を提出していただくこととなります。

5. 本補助事業の実施主体（補助事業者）となる実行委員会とは、どのようなものですか。

実行委員会は、実施計画に参画する地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等を構成員とする任意団体で、域内団体からの事業計画の集約、補助金交付要望書・申請書の作成、補助金交付等に係る手続きを行っていただくことを想定しています。

なお、やむを得ない事情がある場合を除き、実行委員会は1地方公共団体につき1団体とします。

6. 実行委員会は必ず組織しなければなりませんか。また、実行委員会には必ず地方公共団体が関与しなければなりませんか。

域内の事業を統括し、補助事業者となる実行委員会を必ず設けてください。

なお、実行委員会が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画するようにしてください。

7. なぜ、本補助事業では実行委員会を組織する必要があるのですか。

本事業においては、地方公共団体が策定する計画に基づき、官民が一体となり、地域の様々な文化遺産を活用した取組が行われることを想定しており、文化遺産の分野や組織、業種などを超え、地域で一体となって事業を進めるためには、文化財の保存会や行政などで組織される実行委員会が組織されることが望ましいためです。

8. 申請期限までの実行委員会設立が難しい場合はどうすればいいですか。

申請時には暫定的な構成員名簿、規約等を提出していただき、詳細が決まり次第、文化庁に差替版を提出してください。なお、採否の決定までに実行委員会等が正式に設立されている必要があります。

9. 補助対象事業の実施期間について教えてください。

平成25年6月上旬から平成26年3月31日までを予定しています。但し、平成25年度予算の成立状況によっては変更する場合がありますので、予め御了承ください。

なお、平成25年6月上旬より前に着手した事業は、補助対象外となります。

10. 補助金の交付先は誰になりますか。

文化庁から実行委員会へ直接交付します。

11. 補助率について教えてください。また、補助金要望額に上限、下限はありますか。

予算の範囲内において定額です。但し、文化庁に申請のあった補助金要望総額が予算総額を上回る場合は、一定の制限を設けることがあります。また、補助事業者の補助金要望額に上限、下限は設けていませんが、補助対象事業や補助対象経費には一部上限を設けているものがあります（詳細は、募集案内を御参照ください）。

12. 補助金の支払時期はいつ頃ですか。また、概算払制度はありますか。

補助金の支払は、原則事業完了後の精算払となります。概算払の可否については、現時点では未定です。なお、補助金が支払われるまでの間は、各補助事業者には事業費を立替えていただくこととなりますので、御留意願います。

13. 本補助事業と、平成24年度「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」について、補助対象事業に変更点があれば教えてください。

「文化遺産を活かした地域活性化事業」では、補助対象事業として、「地域の文化遺産次世代継承事業」及び「伝統文化親子体験教室事業」を設けました。これまでの「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の補助対象事業については、体験事業を除き「地域の文化遺産次世代継承事業」において、また、体験事業は「伝統文化親子体験教室事業」において、それぞれ補助対象事業としております。ただし、補助対象経費等については変更点がありますので、募集案内を熟読の上申請してください。

14. 「地域の文化遺産次世代継承事業」について教えてください。

「地域の文化遺産次世代継承事業」で、補助対象となる事業は、以下のとおりです。
なお、詳細は募集案内を御参照ください。

- ① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業
 - ア 地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作
 - イ 地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成
- ② 地域の文化遺産普及啓発事業
地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）
- ③ 地域の文化遺産継承事業
 - ア 人材育成（後継者の育成等）
 - イ 地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理
 - ウ 原材料の確保のための取組
- ④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業
地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成又は調査研究
- ⑤ その他
地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業

15. 「地域の文化遺産継承事業」における人材育成（後継者の育成等）と「伝統文化親子体験教室事業」との違いは何ですか。

「地域の文化遺産継承事業」においては、地域の伝統芸能や伝統行事の保存会等がみずからの会員を対象に行う後継者養成の取組を支援します。

地域住民一般を対象として行われる行事等の体験事業や、華道、茶道、囲碁、将棋など生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なものに関する取組については、「伝統文化親子体験教室事業」により支援します。

16. 「伝統文化親子体験教室事業」の概要について教えてください。

「伝統文化親子体験教室事業」は、地域の伝統文化を確実に次世代へと継承していくことの重要性を踏まえ、子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる機会を提供する事業です。

なお、子どもや社会人を対象とした体験教室も対象になります。

V. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業に関すること

1. 平成24年度「重要文化財建造物等公開活用事業」からの変更点について教えてください。

重要伝統的建造物群保存地区に関し、保存活用計画の策定に係わる経費と公開活用の安全性確保に必要な耐震対策工事を新たに補助対象として加えました。

2. 保存活用計画の策定だけでも補助対象事業になりますか。

なります。

3. 一の事業者が複数の建造物を対象として事業を実施する場合は、どのようにしたらよいですか。

重要文化財建造物及び登録有形文化財建造物の公開活用事業については、建造物1件につき、1事業として申請するのが原則です。但し、同一敷地内に複数の建造物が所在する等、一体的に事業を推進することが効果的な場合は、例えば「重要文化財（建造物）〇〇家住宅主屋ほか〇棟」、「登録有形文化財（建造物）〇〇学校〇〇棟及び〇〇棟」など、ひとつの事業として実施することも可能です。事前に、文化庁にご相談ください。

重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業・耐震性能強化事業については、市町村がとりまとめて、ひとつの事業として申請してください。

4. 複数年にわたる事業が採択された場合、次年度以降も継続して採択されますか。

初年度の申請時に、全体の事業計画を確認のうえ採否を確定しますが、次年度以降の採択を確約するものではありません。そのため、年度毎にまとまった成果が達成できるような計画を立案してください。

5. 環境整備費として土地の購入はできますか。

土地の購入は補助の対象には含まれません。

6. 重要伝統的建造物群保存地区の公開活用事業において、伝統的建造物群保存地区の保存計画と保存活用計画との関係とは。

伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画である保存計画とは、保存地区の保存に関する基本計画に関する事項、建造物の保存整備計画に関する事項等、地区全体について定めるものです。

一方、保存活用計画とは、建造物毎に所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的として策定されるものです。

積極的な活用を推進するためには、建造物毎に保存活用計画を策定していくことが重要と考え、今年度より新たに補助対象に加えました。積極的に活用ください。

VI. 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

1. 本補助事業の目的は何ですか。

史跡等の記念物や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を活かした地域の振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援することを目的としています。

2. 本補助事業に申請するために必要な手続きについて教えてください。

本補助事業は、地方公共団体が策定する実施計画に基づき実施される取組のうち、本補助事業で対象となる取組に対して、補助事業者となる史跡等の所有者等からの申請に基づき、補助金を交付する事業です。このため、申請予定の取組については、地方公共団体が策定する実施計画に位置づけられる必要がありますので、事前に地方公共団体にご相談ください（実施計画に位置づけられていない取組に係る申請については認められませんのでご注意ください。）。

なお、申請の手順・スケジュールの詳細については、「I. 3」を御参照ください。

3. 本補助事業に申請した事業については、必ず採択されますか。

文化庁に提出された申請書類に基づき、外部有識者による審査を経て採択・不採択を決定しますので、必ず採択されるとは限りません。

なお、審査基準等については、募集案内を御参照ください。

4. 本補助事業と、平成24年度「史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業」について、補助対象事業に変更点があれば教えてください。

史跡等の記念物や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を活用した魅力ある地域づくりを更に推進するため、これまでの「史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業」について、整理見直しを行い、平成25年度は、「地域の特性を活かした史跡等総合活用推進事業」として実施することとしました。

「地域の特性を活かした史跡等総合活用推進事業」では、史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等を補助対象事業として新たに追加するなど、「公開活用」と「安心・安全」の要素を組み合わせた支援を行います。

5. 埋蔵文化財の公開を目的とした展示施設とはどのようなものが想定されますか。

空港や駅などの不特定多数の人が利用する公共施設が想定されています。